

◎佐賀県条例第20号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐賀県暴力団排除条例の一部改正)

第1条 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第15条 県は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）並びに同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）において、その生徒が暴力団が県民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員等の不当な行為による被害を受けることを防止するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第15条 県は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、<u>義務教育学校（後期課程に限る。）</u>、高等学校及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）並びに同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）において、その生徒が暴力団が県民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員等の不当な行為による被害を受けることを防止するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
2・3 略	2・3 略

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部改正)

第2条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例（昭和27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第7条 多学年学級担当手当は、小学校<u>又は</u>中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち人事委員会規則で定める職員が当該学級における授業又は指導に従事したときに、支給する。</p>	<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第7条 多学年学級担当手当は、小学校、<u>中学校又は義務教育学校</u>の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち人事委員会規則で定める職員が当該学級における授業又は指導に従事したときに、支給する。</p>

改正前	改正後
<p>2 略 (教員特殊業務手当)</p> <p>第8条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第1高等学校等教育職給料表又は別表第2中学校・小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>2 略 (教員特殊業務手当)</p> <p>第8条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に所属する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別表第1高等学校等教育職給料表又は別表第2中学校・小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>2 略 (教育業務連絡指導手当)</p> <p>第9条 教育業務連絡指導手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭のうち、当該学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき定めた教育委員会規則に規定する主任等で、その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する教諭が、当該職務に係る業務に従事したときに支給する。</p>	<p>2 略 (教育業務連絡指導手当)</p> <p>第9条 教育業務連絡指導手当は、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭のうち、当該学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき定めた教育委員会規則に規定する主任等で、その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する教諭が、当該職務に係る業務に従事したときに支給する。</p>
<p>2 略 (へき地手当)</p> <p>第10条 へき地手当は、職員で交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設として人事委員会規則で指定するもの（以下「へき地</p>	<p>2 略 (へき地手当)</p> <p>第10条 へき地手当は、職員で交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設として人事委員会規則で指定するもの</p>

改正前	改正後
学校」という。)並びにこれらに準ずる学校及び同条に規定する施設として人事委員会規則で指定するもの(以下「へき地学校に準ずる学校」という。)に勤務したものに支給する。	(以下「へき地学校」という。)並びにこれらに準ずる学校及び同条に規定する施設として人事委員会規則で指定するもの(以下「へき地学校に準ずる学校」という。)に勤務したものに支給する。
2・3 略	2・3 略

(佐賀県立九州陶磁文化館条例の一部改正)

第3条 佐賀県立九州陶磁文化館条例(昭和55年佐賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(観覧料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(観覧料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者</p> <p>(2)・(3) 略</p>

(佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部改正)

第4条 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例(昭和58年佐賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(観覧料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。</p>	<p>(観覧料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。</p>

改正前	改正後
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略

（佐賀県立名護屋城博物館条例の一部改正）

第5条 佐賀県立名護屋城博物館条例（平成5年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（観覧料）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>（観覧料）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者</p> <p>(2)・(3) 略</p>

（佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例の一部改正）

第6条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例（平成16年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、第5条ただし書の観覧料を免除することができる。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、第5条ただし書の観覧料を免除することができる。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び高等学校の児童及び生徒並びに</p>

改正前	改正後
(2)・(3) 略 2 略	心身障害者 (2)・(3) 略 2 略

(佐賀県立都市公園条例の一部改正)

第7条 佐賀県立都市公園条例（昭和36年佐賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第3 (第9条関係)			別表第3 (第9条関係)		
区分	普通入園料（1人1回につき）	年間入園料（1人1年間につき）	区分	普通入園料（1人1回につき）	年間入園料（1人1年間につき）
個人	団体	個人	個人	団体	個人
小学校児童	40円	20円	400円	<u>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）</u> 児童	40円
中学校生徒				<u>中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）</u> 生徒	20円
略				略	400円
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。